

## 追放切手

隈本 明

郵趣研究118号（2014年6月号）に載せられた荻原海一氏の「追放切手は追放解除になっていた」を読み、第3次普通切手のアルバム作成の為にエンタィアを集めていたので、当時の占領軍（GHQ）の日本統治政策と逓信省（国内事情）の方針、更に平和条約の締結とそれの発効時期までの流れを、手元にあるエンタィアの日付を調べてみました。

今年の郵趣2月号の「第19回トビカル切手展」受付中の応募要領を見てワンフレームクラスなら、現在作成中の「追放切手」を出品できるかなと思い、日本郵趣協会に応募要項の送付を依頼しました。

出品規定が、(1) - (7) まで有り、特に (7) の展示できない作品について、「公序良俗に反する応募作品、規定外の応募作品及び応募作品の内容が適当でないと判断したとき、主催者は展示をとりやめることがあります。」の項目が気になり、事前に作品は、「追放切手」で、その概要と展示内容を次のように書いて実行委員会宛に送付しました。

- 1, 発行年次別の追放切手一欄
- 2, GHQの指令後に使用された追放切手
- 3, ラストデーカバー（昭和22年8月31日）
- 4, ラストデー以降に使用された追放切手

その後、実行委員会から「トビカル切手展出品用リーフ」を入れる大型封筒が送られて来ましたので、作品を完成して2018年3月6日に送付し、翌日には保管証が送付されてきました。

その後、結果が判らず、スタンプショウ「2018」を見に行く準備していた所、2018年4月12日「トビカル切手展の規格として適当でない」と判断され作品が返却されてきました。「出品料は、主催者判断による取り消しですので、全額返却します。」との事でした。

救われたのは、その理由が日本切手の同系統のデザインの切手の作品は、伝統郵趣のコレクションとして出品すべきものです、と記載されていた事です。

以上返却された「追放切手16リーフ」とその素材として利用した第3次昭和切手のアルバムを併せて紹介したいと思います。

## 追放切手

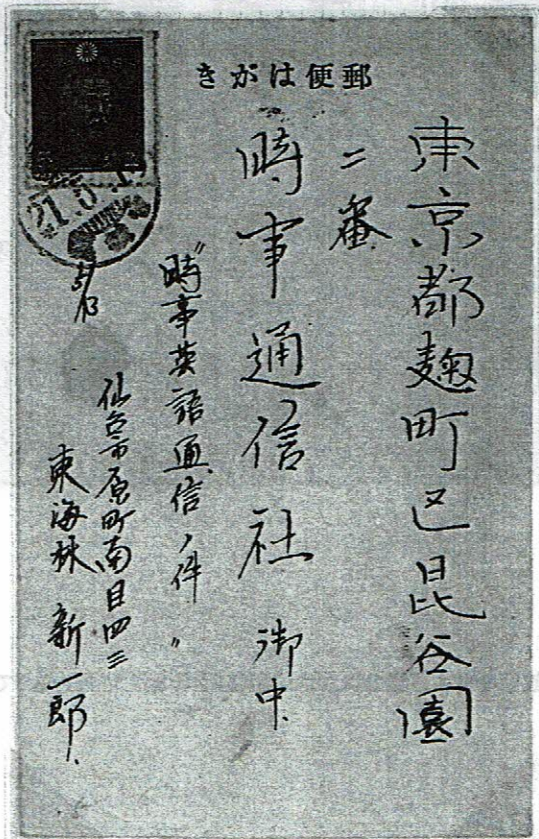
1946年(昭和21年)5月13日連合軍司令部(G. H. Q.)は軍国主義や神道等を描く郵便切手の製造禁止に関する指令をだした。

(日本郵便切手及通貨ノ圖案ニ就テノ禁止事項ニ関スル件——  
——昭和21年5月13日 AG 第311-14号)

- 1) 郵便切手(および貨幣)の圖案として下記の事項を禁ずる。
  - ① 軍国主義及び超国化主義の象徴及び指導者の像。
  - ② 神社あるいは神道の象徴。
  - ③ 日本の旧領土の風景。
  - ④ 占領目的と合わないもの。
- 2) このような圖案を持つ切手の増刷を禁じ、原版を破棄すること。  
但し既に印刷済みのものの売りさばき、使用は許可する。  
(昭和21年4月15日発行のI圓靖国神社切手だけは、直ちに売り捌きを中止し、破棄すること。)
- 3) 将来発行する郵便切手の圖案は総司令部に提出しその承認を受けなければならない。  
その後通信省は、1947年(昭和22年)5月17日これらの切手売り捌きを中止させ、同年9月1日以降の使用を禁止し、手持ち切手は交換させることにした。これら使用禁止となった切手を追放切手と呼んでいる。

\* 日本切手百科辞典 149頁を参照しました。

昭和21年 GHQ指令当日使用された 追放切手



郵便はがき  
普250 5銭貼  
仙台局  
昭和21年5月13日  
櫛型押印  
宮城県

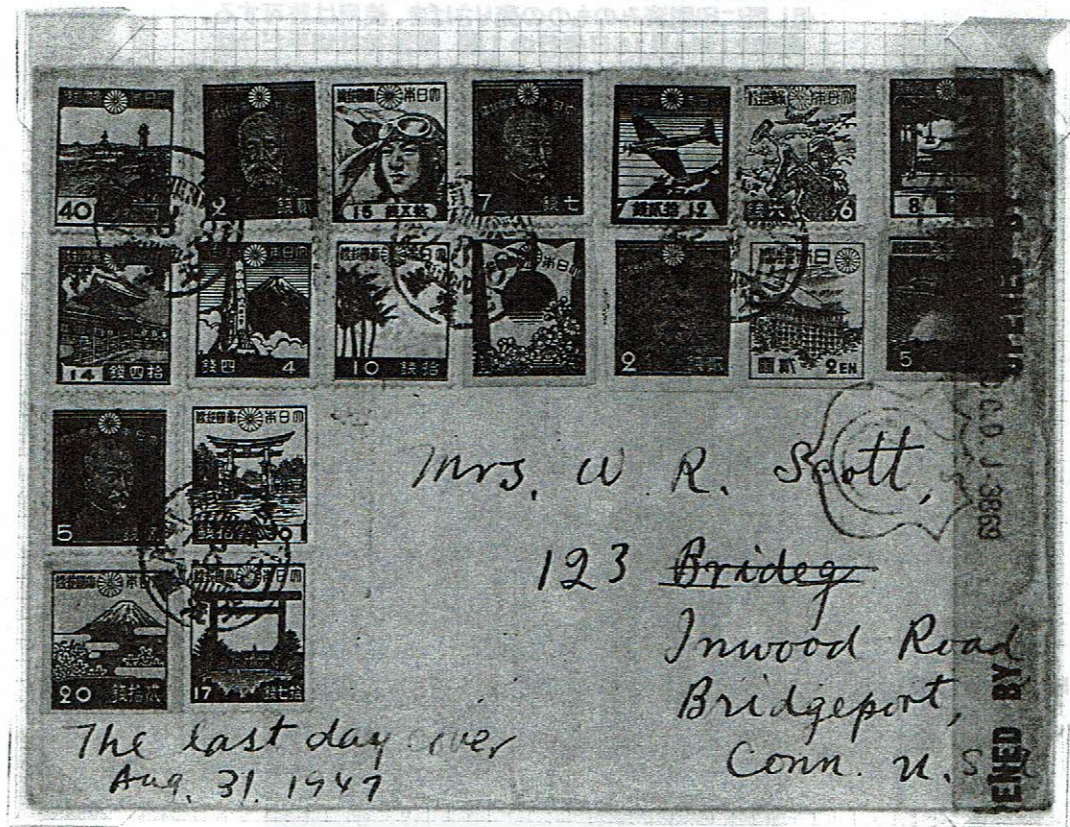
追放切手のGHQ指令後使用例

使用日付 昭和22年8月31日

The Last Day Cover

追放切手16種ほか2種 計18種貼り 外信便  
Mrs. W. R. Scott. 123 Inwood Road  
Bridgeport, Conn, U. S. A

留 萌 局 昭和22年8月31日 櫛型押印 北海道  
占領軍検査押印 C、C、D、J-3869



追放切手および櫛公はがきは昭和22年8月31日をもって使用禁止になった。

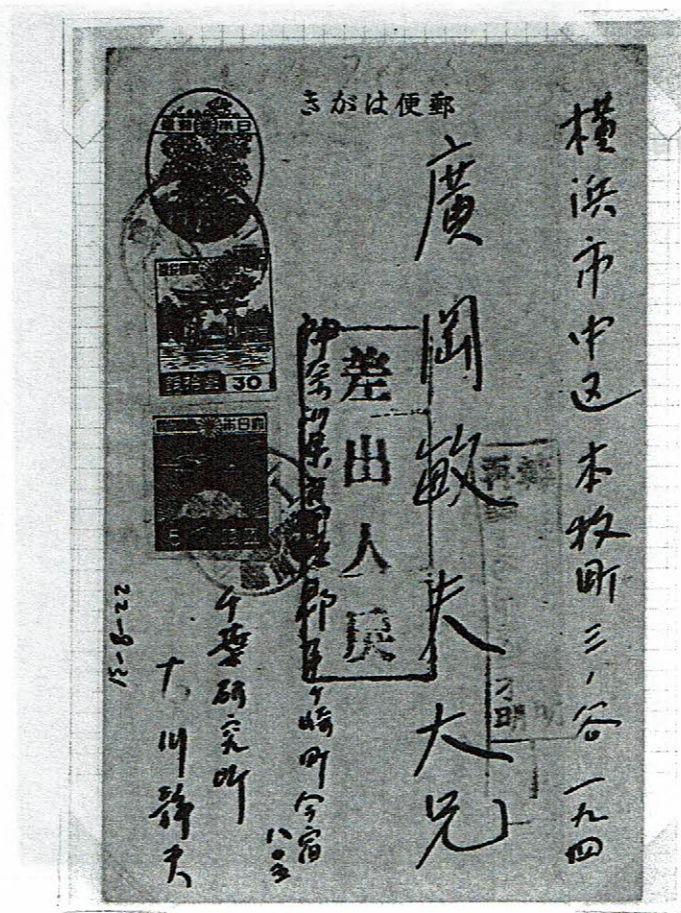
追放切手の使用禁止後使用例

使用日付 昭和22年9月1日

第3次 昭和切手 普268 5銭 旭日と「飛燕」  
 第3次 昭和切手 普272 30銭 厳島神社

桜15銭はがきに第3次昭和切手5銭 旭日と「飛燕」と30銭厳島神社を加貼  
 茅ヶ崎局 昭和22年9月1日構型 加奈川景 押印  
 「転居先不明 再調査するも不明」及び「差出人戻」角印の押印あり

追放切手使用禁止初日にも拘らず見逃し通用した「切手」



第2種はがき料金は昭和22年4月1日から50銭

追放切手の使用禁止後の使用例

使用日付 昭和29年6月17日

第3次 昭和切手 普272 30銭 厳島神社

平和条約調印の発効(昭和27年4月28日)後の追放切手使用例

2種 便  
 稲束はがき 50銭  
 普260 10銭×2  
 普272 30銭  
 普284 1円  
 普354 3円  
 計 4円50銭を加貼  
 合計 5円

奈良局  
 昭和29年6月17日  
 構型 押印  
 時刻入



昭和29年6月17日 奈良局 構型 押印 時刻入

追放切手の最近の使用例

使用日付 平成26年7月31日

第3次 昭和切手 普274 1 圓 靖国神社

この封書については、郵趣研究 118号 に掲載された 荻原海一氏の  
「第3次昭和 1円靖国神社を中心として追放切手は追放解除になっていた」  
の論文を実証したものです。



- 第1種 速達便  
 普456 250円  
 普522 80円  
 普274 1 円  
 普342 1 円  
 普402 15円  
 普419 5 円  
 普512 10円  
 合計 362円

和白局 押印  
 平成26年7月31日  
 福間局 到着印  
 平成26年8月1日